

平成30年(ワ)第237号、令和元年(ワ)第85号、令和元年(ワ)第143号、令和元年(ワ)第219号 損害賠償請求事件

原告 原告1 外544名

被告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

## 被告東京電力第6準備書面 (被告東京電力の和解案受諾義務違反について)

令和2年8月28日

福島地方裁判所民事第一部 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁護士 岩倉正和

弁護士 佐藤歳一

弁護士 戸田暁

弁護士 江口雄一郎

弁護士 川上貴寛

弁護士 宮村頼光

弁護士 笹渕典

## 目 次

1 はじめに .....	3
2 原紛センターによる「和解の仲介」の制度上、被告東京電力に「和解案受諾義務」がないことは明白であること .....	4
3 契約締結上の過失の理論等が、和解案受諾義務の根拠にならないこと.....	5
4 本件ADRにおける被告東京電力の対応に信義則違反はないこと .....	7
5 原告らの主觀的願望・期待は法的保護に値するものではないこと .....	10
6 結語 .....	12

## 1 はじめに

原告らは、原告準備書面（1頁）において、原紛センターから本件和解案（甲C3）が提示された際、被告東京電力が本件和解案を受諾するものと強く信じていたと主張し（同準備書面4頁3行～6行）、また、被告東京電力が本件和解案の受諾を拒否したことが、原告らの本件和解案による和解契約の成立に対する期待ないし信頼を裏切ったと主張している（同準備書面4頁7行～9行）。そして、原告らは、被告東京電力には、原紛センターから適法に提示された本件和解案を受諾しなければならないという信義則上の「和解案受諾義務」が認められるのであり、被告東京電力は、本件和解案の受諾を拒否したことで、当該「和解案受諾義務」違反による賠償責任を負うと主張している（同準備書面4頁21行～5頁1行）。

しかしながら、① 原告らが、被告東京電力が「和解案受諾義務」を負うと主張する法的根拠は、独自の見解に過ぎない。また、② 被告東京電力は原紛センターの和解仲介案を尊重する旨を表明したことはあるが、これは、あくまで、和解仲介案を真摯に検討し、それが適正な賠償額として譲歩できる合理的な範囲内のものであるときには受諾するという趣旨であり、現に多くの事例において和解仲介案を受諾してきた。しかし、本件ADRにおいては、被告東京電力が、慰謝料増額請求につき個別具体的な増額事由の開示を求め、浪江町に住所等があったことをもって一律に慰謝料の増額を認めるることはできない旨を繰り返し主張していたにもかかわらず、原紛センターから慰謝料を一律に増額する本件和解案が提示されたために、被告東京電力は本件和解案を応諾できなかったのであり、何ら信義則に反するものではない。③ もし仮に原告らが、原紛センターから本件和解案が提示された際に、被告東京電力が本件和解案を受諾するものと期待ないし信頼したとしても、それは主観的な願望

に過ぎず、法的保護に値するものではない。

以下、被告東京電力は、本準備書面において、上記①ないし③の点を明らかにするために必要な限度で、原告準備書面（11）に対して反論を行う。

なお、本書で用いている略語については、特段の断りのない限り、従前のとおりとし、本書末尾に、用語・略語一覧表を掲載する。

## 2 原紛センターによる「和解の仲介」の制度上、被告東京電力に「和解受諾義務」がないことは明白であること

本件ADRは、原子力損害賠償法18条2項1号に定める「和解の仲介」として実施されたものであり、原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程（以下「本件業務規程」という。）に基づき実施された。

本件業務規程には、「当事者は、和解案に対して諾否の自由を有する」（同28条4項）と規定されており、明文上、当事者の双方に和解案の認否の自由が保障されている。また、その他の規定においても、和解成立の見込みが低い場合に和解仲介手続を打ち切る旨の規定（同34条1項各号）が定められているなど和解が合意に至らない場合についても規定されており、本件ADRは、あくまで当事者の合意に基づき和解が成立する仲介手続に過ぎず、両当事者に和解受諾義務が想定されていないことは明らかである。

ちなみに、原子力損害賠償制度の見直しにあたり議論が行われた平成28年9月8日に開催された原子力損害賠償専門部会においては、「和解案の尊重の在り方」についての検討の中で、和解案を尊重する法定義務あるいは契約上の義務の導入の可否が議論されたが、事業者の裁判を受ける権利（憲法32条）を制約することとなる旨の指摘がなされ、導入は見送られたという経

緯がある（丙C 1号証〔第13回原子力損害賠償制度専門部会議事録〕9頁）。

以上から、そもそも本件ADRの制度上、原告らの主張する被告東京電力の和解案受諾義務が認められないことは明らかである。

### 3 契約締結上の過失の理論等が、和解案受諾義務の根拠にならないこと

（1）原告らは、被告東京電力が和解案受諾義務を負う根拠として、契約締結上の過失の理論を主張している（同準備書面5頁）。

しかしながら、契約締結の交渉が契約締結の準備段階に入った場合に当事者に信義則上の拘束力を認めようとする契約締結上の過失の理論を、ある事故に起因する紛争の当事者間での和解交渉の場面に適用すること自体、その前提に何ら理由がない。民事紛争の当事者は、紛争解決の方法として、訴え提起等のほかに和解を選択することがあるが、その場合、相手方による和解受諾（成立）について何らかの期待権等が与えられるものではなく、当然のことながら、両当事者は和解を拒絶して訴えを提起することができる。

（2）原告らは、最高裁判所昭和58年4月19日判決（集民<sup>1</sup>138号611頁）を引用して、信義則上の和解受諾義務の根拠として主張している。

しかしながら、同最判には、そもそも原告らの引用（同準備書面5頁）するような判旨部分は一切存在せず、同最判は、原審東京高裁昭和54年11

---

<sup>1</sup> 原告準備書面（11）5頁末行では「民集」と記載されているが、正しくは「集民」である。

月7日判決（判例秘書L03420589）の認定した事実関係の下での原審判断を是認したものである。

すなわち、原審は、土地の売買契約に関して、売主（被控訴人）と買主（控訴人）との間で「交渉を進め、売買代金をはじめ、約定すべき事項について、相互の諒解に達し、一旦、契約を締結すべき予定日まで取り決めたけれども、被控訴人は右期日における契約締結の延期を申し入れると共に、建物取扱費用の負担について、控訴人に不利益に変更する申入をして、控訴人からその承諾を得た後、再度契約締結日を相互で取り決め、かつ被控訴人は控訴人の求めに応じて契約事項の確認を目的とした土地付建物売買契約書と題する書面の売主名欄に、その記名用ゴム印を押捺したばかりでなく、被控訴人自らも、特約事項を記載した書面を作成して控訴人に交付した」という事実を認定したうえで、「控訴人としては、右交渉の結果に沿った契約の成立を期待し、そのための準備を進めるることは当然であり、契約締結の準備がこのような段階にまでいたつた場合には、被控訴人としても控訴人の期待を侵害しないよう誠実に契約の成立に努めるべき信義則上の義務がある」と判断して、売主が第三者に目的物である土地を売却した事案において、買主が目的物の購入資金を金融機関から借り入れていたことにより生じた利息及び印紙代を損害として認めたものである。

同最判は、原審の判断を（かかる事実関係の下において）「契約締結の利益の侵害を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を認容した」ものとして捉え、上記認定事実のように、『契約締結交渉が相当進んで、一方当事者が交渉の結果に沿った契約の成立を期待し、そのための準備を進めることが当然という状態になったときに、そのような期待を侵害しないよう誠実に契約の成立に努めるべきとする信義則上の義務がある』ことを認めたものである。

したがって、この最判は（原告らの主張するような契約締結上の過失の理

論を認めたものかどうかはともかく）売買契約の締結交渉が相当段階に進んだ場合に一方当事者に信義則上の義務が生ずる余地があると判示した事例判決であるから、この裁判例を根拠として、全く事例の異なる本件において被告東京電力の和解案受諾義務を認めるべきだとする原告らの主張は、独自の見解に過ぎない。

(3) また、原告らは、被告東京電力には、原子力事業者の責任（無過失責任等）があること（同準備書面7頁）、ADR制度の制定過程やその趣旨、あるいは支援機構が設立され被告東京電力に対する賠償原資に公的な資金援助が行われていることから（同準備書面9頁）、被告東京電力には、被害者に対し、迅速かつ適正な賠償に尽力すべき高度の法的義務があるなどと主張している。

しかしながら、被告東京電力は、原賠法3条に基づき本件事故の被害者に対して適正な賠償を迅速に支払う義務はあるが、上記2で述べたとおり、ADR制度の下で被告東京電力は和解案受諾義務を負うものではなく、また、ADR制度の制定過程やその趣旨が原告らの指摘のものであり、あるいは被告東京電力に対し国の手続的支援及び資金面の支援があるからといって、被告東京電力がどのような和解案でも受諾しなければならないというような「高度の法的義務」なるものがあるわけでは一切ない。

#### 4 本件ADRにおける被告東京電力の対応に信義則違反はないこと

(1) 原告らは、被告東京電力が特別事業計画等において「和解仲介案の尊重」を表明したことをもって和解案受諾義務の根拠として主張している（同準備書面17頁）。

しかしながら、被告東京電力は原紛センターの和解仲介案を尊重する旨の表明をしたことはあるが、これはあくまで原紛センターからの和解仲介案については真摯に検討し、その和解仲介案が適正な賠償額として譲歩できる合理的な範囲内において受諾するという趣旨である。上記2で述べたとおり、被告東京電力がいかなる内容の和解仲介案でも受諾しなければならない一般的義務は一切ないのであり、常識的にもその言葉の意味は明らかである。

そして、被告東京電力は、原紛センターからの和解仲介案について真摯に検討し、これまで多くの事例において受諾してきている。

(2) これに対して、本件ADRにおいては、原告らが浪江町民であったことを理由に一律に慰謝料増額を求めていたので、被告東京電力は、以下のとおり、慰謝料増額請求につき個別具体的な増額事由が必要であるとしてその開示を求め、浪江町民であったことをもって一律に慰謝料の増額を認めることはできない旨を、繰り返し、主張していた。

① まず、被告東京電力は、本件和解案が提示される前である第1弾申立てに対する答弁書（丙C2号証〔平成25年7月16日付答弁書〕7頁、10頁）の段階で、本件ADRに関して自己の基本方針を述べる機会があり、同答弁書では、以下のように述べた。

「(1)慰謝料の増額を集団的・画一的に判断することは困難であること  
(略) 慰謝料の増額事由の有無及びその程度を検討するに当たっては、個々の申立人様のそれぞれの避難の経緯やその後の個別具体的なご事情を検討させていただくことが必要不可欠であると考えております。また、本事案は本件各事由を理由に集団的・画

一的に慰謝料の増額を一律に求める目的とされておりますが、一方で申立人様らと同じ住所等に居住されていた方々及び隣接した地域に居住されていた方々の慰謝料増額請求について、これまで各人ごとの個別具体的なご事情に応じて増額の要否及び増額する場合の金額を判断して賠償をさせていただいているところであり、貴センターの和解仲介手続においても同様でありますから、公平な賠償という観点からしてもまた、手続きとしての適切さという観点からしても認めることは困難であるといわざるを得ません。」

#### 「第5 おわりに

(略) しかしながら、公平かつ適正な損害の賠償を実現するためには、個々の被害者のみなさまの抱える個別具体的なご事情を踏まえてその損害額を検討することが不可欠であると考えており、本件事故による精神的損害に係る慰謝料増額についても、本件事故当時の浪江町に住所等があったことを基準に一律に集団的・画一的に検討することは極めて困難であると考えております。」

- ② また、平成25年8月13日付答弁書（丙C3号証）、平成25年9月24日付答弁書（丙C4号証）、平成25年12月12日付答弁書（丙C5号証）、平成26年5月16日付答弁書（丙C6号証）、平成26年6月25日付答弁書（甲C5号証）においても、平成25年7月16日付答弁書と同様に、下記の主張を繰り返し、個別事情の立証の必要性を述べた。

#### 「第5 おわりに

(略) しかしながら、公平かつ適正な損害の賠償を実現するためには、

個々の被害者のみなさまの抱える個別具体的なご事情を踏まえてその損害額を検討することが不可欠であると考えており、本件事故による精神的損害に係る慰謝料増額についても、本件事故当時の浪江町に住所等があったことを基準に一律に集団的・画一的に検討することは極めて困難であると考えております。」

(3) しかるに、原紛センターは、被告東京電力の上記(2)の意見を受け容れることなく、原告らの個別の増額事情を斟酌せず、浪江町民であったことを理由にして一律に原告らの慰謝料を増額する内容の本件和解案を提示した。

答弁書58頁でも述べたとおり、被告東京電力が、中間指針等を踏まえた策定された自主賠償基準を超える賠償額（慰謝料）を求めようとする者に対して、自主賠償基準では考慮されていない個別の事情を明らかにするよう求めることは、公平な賠償をするという点からも当然のことである。

そして、被告東京電力は、本件和解案について真摯に検討した結果、本件和解案は自主賠償基準で既に考慮されている事情をもとに認定されているものであり、賠償額が適正で譲歩できる合理的な範囲内のものであるとは判断できなかったのでその受諾をしなかったものであり、これらの一連の対応は何ら信義則に反するものではない。

## 5 原告らの主観的願望・期待は法的保護に値するものではないこと

原告らは、被告東京電力による「和解仲介案の尊重」の表明があったことなどから、本件和解案受諾への相当高度の期待・信頼があり、これが合理的で法的保護に値するものであると主張している(同準備書面20頁)。

しかしながら、被告東京電力が表明した「和解仲介案の尊重」の意味は上記2で述べたとおりであり、また、上記4の本件ADRの経過のとおり、被告東京電力は、本件和解案が提示される前から、原告らが求めていた「浪江町民であったことをもって一律に増額すること」には応じられず、増額を認めるためには個別具体的な事情が明らかにされることを求めていた。

それにもかかわらず、（被告東京電力が明示的かつ一貫して受諾できないと述べていた）浪江町民であったことをもって一律に増額することを被告東京電力に求めた本件和解案が提示され続けたために、被告東京電力は、本件和解案を受諾することは困難であるとの回答を続けていたに過ぎない。

そして、このような被告東京電力の対応や本件和解案の内容に照らせば、被告東京電力が本件和解案を受諾できないことは容易に理解し得ることであった。それにもかかわらず、本件和解案の提示後に浪江町から町民に対して実施された説明会において、当時の浪江町長が、本件和解案について、上述の被告東京電力の繰り返しの留保に触れることなく、「100%ではないが、ある程度、被災者の苦しみ、悲しみは仲介委員に理解された」との説明をされたようであり（甲C31・4頁）、町長からこのような説明を受けた町民のなかには、「町が進めていることで、町が受諾する以上、和解成立は決定だ」などと認識した者もいたことであるが、仮にこのような経緯で原告らの中に期待を抱いた者がいたとしても、被告東京電力が本件和解案の受諾義務を負う法律上の根拠とならないことは明らかである。

要するに、上記4の本件ADRの経過及び被告東京電力の対応に鑑みれば、本件和解案が提示された際に、原告らが、被告東京電力が「和解仲介案を尊重する」と表明していたことをもって被告東京電力が当然のごとく本件和解案を受諾するものと期待していたとすれば、それは単に原告らの主観的な願望ないしは期待に過ぎないものであり、これが法的保護に値し

ないことは明らかである。

## 6 結語

以上のとおり、被告東京電力が本件和解案の受諾義務を負うことを前提とする原告らの主張は、認められない。

以上

**用語・略語一覧表**

略語・用語	名称	初出場所
被告東京電力	被告東京電力ホールディングス株式会社	被告東京電力答弁書5頁
原紛センター	原子力損害賠償紛争解決センター	被告東京電力答弁書5頁
本件ADR	原告らを申立人の一部とする原紛センターにおける原子力損害賠償に関する和解仲介手続	被告東京電力答弁書5頁
本件和解案	本件ADRにおいて原紛センターより提示された和解案	被告東京電力答弁書5頁
本件業務規程	原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介業務規程	本準備書面4頁
原賠法	原子力損害の賠償に関する法律	被告東京電力答弁書11頁